

令和4年度第2回 市民動物園会議

会 議 録

日 時：2022年11月4日（金）午前10時開会
場 所：円山動物園内 動物園プラザ

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 高宮委員からは若干遅れるというご連絡がありましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回市民動物園会議を開催いたします。

初めに、園長の神からご挨拶を申し上げます。

○神円山動物園長 皆さん、おはようございます。

最近、オンライン会議が多いのですが、本日、こうして市民動物園会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の会議から4か月ほどがたちました。この間、円山動物園ではいろいろな動きがありました。アジアゾウの妊娠の判明、アムールトラのアイが亡くなって1年半ぐらいがたちましたが、先月、浜松市動物園から1歳8か月の雄のアムールトラが来園しました。そして、来週7日には、旭山動物園から雄のホッキョクグマのホクトが、期限付になりますけれども、繁殖のために円山動物園にやってきます。

このほか、シンリンオオカミの転入など、年内に動物の動きがいろいろと予定されておりますので、動物の飼育、展示、繁殖にしっかりと取り組んでまいります。

最近の来園者数になりますが、今年度の来園者数は10月までで累計53万人です。今日の新聞では、旭山動物園は80万人を超えたとの報道がされておりました。円山動物園では53万人で、コロナ前の令和元年度と比べると4割減です。10月だけを比べると今年度は7万6,000人の来園者数で、2割減ということで、回復傾向にあるのかなと考えております。

また、最近、高病原性鳥インフルエンザの報道がされておりますが、札幌市内でも野生の動物の感染が確認されたため、今、円山動物園では感染防止のための対策を進めているところです。こういう状況になりますと、一部動物の展示ができない、熱帯鳥類館の施設は閉鎖を余儀なくされます。後ほど、鳥インフルエンザの関係については詳しくご説明させていただきますと思います。

本日の市民動物園会議では、動物福祉部会、認定動物園支援事業部会から動物条例に関する検討状況を報告させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、以降の進行は吉中議長をお願いいたします。

2. 議 事

○吉中議長 皆さん、おはようございます。

市民動物園会議を始めたいと思います。

お手元に次第があり、議題が四つ予定されております。順次進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

一つ目の議題の円山動物園動物福祉部会の中間報告についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（池田飼育総括係長） 議題1については私からご説明させていただきます。

その前に、資料1と資料5について、事前に郵送でお送りしていたものから差し替えがありますので、ご連絡いたします。

資料1についてですが、今日お配りしているものは、規程などの条項を追記したものになります。また、資料5についてですが、お送りしていたものは10月21日までのデータでしたが、今日お配りしているものは10月31日までのデータを追加したものとなります。

それでは、動物福祉部会の中間報告についてご説明させていただきます。

動物福祉部会は、お手元にお配りしている委員名簿のとおり、5名の委員によって構成されております。委員の皆様をご紹介しますと、まず、小針大助委員です。茨城大学農学部の准教授で、動物園の動物福祉に関して研究されております。滝口満喜委員ですが、本市民動物園会議の委員でもいらっしゃいまして、北大の獣医学部長です。長倉かすみ委員は、横浜市緑の協会の職員で、JAZAの倫理福祉部会の委員も務めておられます。本田直也委員は、当園で長く飼育員として勤めておりましたが、現在は会計年度任用職員として勤務しているとともに、一般社団法人を立ち上げ、動物福祉について経験を活かした研究等を行っております。最後に、山梨裕美委員は、京都市動物園の研究員であり、長倉委員と同様、JAZAの倫理福祉部会の委員を務めております。

なお、JAZAとは日本動物園水族館協会の略称です。

それでは、資料1に沿ってご説明いたします。

第1回動物福祉部会は9月22日に開催しております。議事は、(1)の動物福祉規程について、(2)の動物福祉基準について、(3)の円山動物園安楽死処置実施ガイドラインについてで、これら当園で作成した案についてご審議をいただきました。

まず、(1)の動物福祉規程についてです。

動物福祉規程の案については、JAZAで作成したものをベースに、円山動物園に適した形に修正し、また、円山動物園独自の項目として主に2点を加えております。

1点目は、第4条に追加しております「ふれあい」についてです。

動物園条例で野生動物との触れ合いは市民動物園会議の承認が必要と規定されております。それを受け、本規程でも触れ合いについては市民動物園会議の承認が必要としているところですが、本規程では、野生動物だけではなく、家畜種や愛玩種についても承認を得ることと規定しております。

2点目は、第6条の安楽死処置についてです。

当園ではこれまで明確化されたルールはありませんでしたが、これを機に動物福祉規程で明確化しようということで追加しております。この規程案では、安楽死処置できる場合はどうする場合かを規定し、実施に当たっては事前に市民動物園会議、実際には動物福祉

部会に意見を聞くことのほか、実施後の報告について規定しております。

動物福祉規程では大枠を定め、細かいものは後ほどご説明いたします円山動物園安楽死処置実施ガイドラインにおいて定めることとしております。

本規程案については、委員の皆様からはおおむねよろしいのではないかとのご賛同をいただきましたが、例えば、第4条のふれあいと調査研究が同じ条項となっているのですが、これは別の項目なので、切り離れたほうがよいなどの意見をいただいております。

次に、(2)の動物福祉基準についてです。

動物福祉基準についても、JAZAの基準をベースにして、円山動物園独自の項目を盛り込んだ案としております。円山動物園独自の項目としましては、第7条第1項の環境エンリッチメントの規定です。

これはJAZAの基準でも実施するよう努めると規定されておりますが、円山動物園では、実施するだけでなく、定期的な安全確認や評価、見直し、記録についても明文化し、規定しているところです。

こちらについても委員の皆様からは大枠としては問題ないのご意見をいただいております。ただ、第10条第3項に書かれている緊急時条項は、人に対する危害防止なので、動物福祉とは異なるのではないかとのご意見をいただいております。

次に、(3)の円山動物園安楽死処置実施ガイドラインについてです。

安楽死処置については先ほどご説明した動物福祉規程の中で大枠を定め、細かい具体的な手続をガイドラインで定めております。本案で論点となりましたのは、安楽死処置の実施に当たっては動物福祉部会のご意見を伺うことになっておりますが、具体的にどのようなことにご意見を伺うかです。

本案では、委員の3分の2以上の賛成が得られた場合に実施を決定するというのを考えておりましたが、委員の皆様からは、安楽死の判断は非常に難しく、現場を見ていない委員が第三者として賛成や反対の態度を取るのは非常に厳しいのではないかと、そのため、3分の2以上の賛成と決めるのではなく、園としての判断に問題があると思った場合は指摘するといった仕組みにしたほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。

これら規程案、基準案、ガイドライン案については第1回動物福祉部会でいただいたご意見を基に、現在、修正案を作成しております。

次に、次回の会議についてですが、11月15日に開催予定です。議事内容としては、これら規程案、基準案、ガイドライン案についてご意見を再度伺う予定です。また、評価を行う際のチェックシートや評価方法についても案をご提示する予定としております。

最後に、今後のスケジュールについてです。

資料4をご覧ください。

一番下の矢印が動物福祉部会となります。9月22日に第1回会議を行いました。それから、11月15日に第2回会議を予定しております。その後、12月中に第3回会議を予定しております。このとき、規程等についての案を固めたいと考えております。そし

て、2月くらいに園としての最終決定をし、規程等の運用を開始したいと考えております。
○吉中議長 今ご説明をいただきました中身についてご質問やご意見がありましたら、どこからでも結構ですので、お願いいたします。

滝口委員にはご苦勞をおかけしておりますが、補足していただけるようなことがありましたらお願いいたします。

○滝口委員 特にございませぬ。大変活発な議論がありました。

○吉中議長 それでは、いかがでしょうか。

気になるようなところがあればと思いますが、ございませぬか。

○有坂委員 安楽死についてです。

実施に関する情報の公開はどうされるのか、されないのか、どんな話が出ているか、何かあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○事務局（神田山動物園長） これまで、動物の状況が悪くなったとき、例えば、シンリンオオカミのジェイは、今、こんな治療をしておりますと円山動物園では絶えず発信しております。高齢で、こんな状態で、展示はできませんが、こんな医療処置をしておりますということなどを伝えていきます。

なお、これまでは安楽死、安楽殺の基準がなかったものですから、今回、それを明確化するため、こういった基準でやっていきますと市民の皆さんに発信していきます。実際にこれに沿ってやったときには、こんな治療をしたけれども、こういった手順で決定し、残念ながら、このようにしましたというのはホームページ等でも周知したいと思っております。

こうしたものは隠してやると大変ですので、そうした処置をする際も、しっかりと検討し、決断し、やったという流れを伝えていきたいと思っております。

○吉中議長 ほかにございませぬでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、後ほど思いついたことがありましたら、その他のところででもご発言をいただきたいと思ひます。

続きまして、二つ目の議題の認定動物園支援事業部会の中間報告についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 認定動物園支援事業部会の報告をさせていただきます。

まず初めに、名簿をご覧ください。

下段に認定動物園支援事業部会の委員名が載っております。

上からご紹介します。まず、伊勢伸哉委員です。条例検討部会でも委員を務めていただいておりますが、おたる水族館の館長で、今年5月まで日本動物園水族館協会の副会長を務められております。続いて、郡山尚紀委員ですが、酪農大学で獣医保健看護学類の教授をされております。円山動物園では、ゾウの聴覚エンリッチメントの効果などを共同研究していただいております。つぎに、並木美砂子委員です。帝京科学大学で特任教授をな

されている方ですが、動物園の元職員であった方で、そこから大学の教授をなさっております。教育関係で様々な研究をされている方でして、特に教育的な要素についてご意見をいただいているところです。吉中厚裕委員は、本会議の議長でもあり、部会長を務めていただいております。綿貫宏史朗委員は、京都大学で研究員としてご活躍される中、日本モンキーセンターという愛知県にある動物園の動物園部長、神戸どうぶつ王国でも生物多様性担当顧問をなされ、動物の保全活動に尽力されている方で、環境省にも派遣されていたことがあり、希少な動物の保護増殖事業を担当されておりました。

この5名で会議を進めているところですが、資料4のスケジュールをご覧ください。

認定動物園支援事業部会は、8月1日、9月12日、10月18日と、3回の会議を開いております。主に、円山動物園も含め、動物園とはどうあるべきかを考えつつ、対象となるのは円山動物園以外の市内の動物園であるということを前提に、高いレベルの動物園を認定すべきか、それとも、今ある取組レベルを段階的に認定し、だんだんと上を目指す制度とするのかなど、在り方について議論し、現在は具体的な認定要件を整理している状況です。

本日は、その検討状況についてご報告させていただきます。

資料2というA3判横のものをご覧ください。

改めて、認定動物園制度の目的は何かですが、左上に掲載させていただいております。動物園条例の第10条に書かれているのですが、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、札幌市認定動物園として認定することができるとなっております。ただ、この目的の書きぶりは抽象的ですので、もう少し具体的に言うと、矢印の下のところですが、まず一つとしては、条例で言う動物園であることを認めるということです。そして、その認定した動物園を盛り立て、底上げしていくという目的をもって、動物園の取組を支援する制度として設けたものとなります。こういった目的を前提に3回の議論をしてまいりました。

制度概要については、現在検討されている案では、取組レベルで三つの区分、認定要件に分け、その区分に応じた支援を設定しようと検討されております。これは、意欲的に上を目指すことができる階段式の認定方法となります。施設側が認定を受けたい区分を選択し、市に認定申請をする仕組みで検討されています。あわせて、条例対象外施設のうち、条例の目的、理念に沿って取り組もうとする施設もこの支援制度の一環として含めていこうと議論されております。

条例対象外も含めるのはどういうことかですが、条例に基づく認定動物園というのは、あくまで、条例で定義している「こういうところが動物園だ」というものに該当しなければ対象とはなりません。ですから、本来は条例に基づく支援の対象にはならないので、例えば基金を原資にした助成金などは対象とはなりません。しかし、この条例の動物園になっていこうと意欲的に考えているところとも一緒になって取り組むまちにしたいという思いから、条例で言う動物園にはあと一歩届かないけれども、取り組みたいと言っていると

ころを、準認定動物園という表現をしておりますが、いろいろなアドバイスをを行うほか、会議に参加してもらうなどの支援ができる対象にしようということです。

その具体的な認定区分と認定要件については下の表にお示ししております。

仮称とはなりますが、まず、A認定動物園です。これは、動物園条例の定義に当てはまり、保全活動や動物福祉向上の取組、活動情報を公表するという条例で決まっている取組を行っているところとなります。次に、B認定動物園は、条例対象となる最低限の取組を行う動物園であり、条例で書かれている「動物園は〇〇をする」というその「動物園」に該当するところとなります。次に、準認定動物園ですが、これは先ほどご説明したとおり、条例でいう動物園となるにはもう一步の動物園で、この条例に共感、賛同し、一緒に取り組みたいところとなります。

冒頭の目的の条例で言う動物園であることを認める動物園はAとBになります。しかし、この制度としては、その一步手前の動物園も含めて盛り立てていこうということで検討されております。

具体的な内容につきましては裏面に記載しております。こちらは前回の10月18日の会議資料となりますが、それぞれの区分に応じたそれぞれの項目の要件を一覧にしたものです。少し紹介させていただきます。中段のB認定動物園です。

まず、生物多様性保全への寄与を目的に運営しているところが条例の定義として出てくるのですが、それを運営事業者の定款や運営方針、経営方針などにしっかりと明確にされているかを確認します。

また、動物園の定義に野生動物を主とした飼育及び展示を行うと書かれているのですが、不特定多数を対象に観覧することができる常設施設になっていることを要件としております。この常設とは、100日以上営業しており、目安として1日4時間以上、年間400時間以上運営しているところが基本と考えているところです。

さらに、飼育動物の目的が展示であることです。中には、販売や貸し出しだけを目的に、見てもらうということで飼育しているようなところがあるかと思えます。このように、展示しているとはいえ、販売目的だけのペットショップのようなところは含めず、飼育動物でいろいろなことを伝えていくことを目的にしているところを要件としております。

最後に、飼育動物には、保全のための調査研究、生息域外保全、保全意識を醸成するための保全教育を目的とした野生動物がちゃんといて、それらの野生動物の飼育や展示に重点を置いた運営を行っていることとしております。例えば、家畜をたくさん飼育しており、家畜と触れ合うことをメインとしており、たまたま野生種を飼育しており、その動物は、珍しいので、集客のために展示しているだけというような位置づけのところは該当しないこととしております。

右側の列に行きまして、繁殖による生息域外保全という文言もありますが、1種以上、域外保全に取り組んでいることを要件としております。

その右側の調査研究は、情報収集と新たな知見の創出を行っていることを要件としてお

ります。

その右側の教育活動ですが、野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供をしていることを要件としております。

その右側の動物福祉向上に関する取組ですが、条例の動物園の定義の中には動物福祉という言葉は一切書かれておりません。しかし、飼育する上では、最低限、動物福祉の取組についても見ないといけないだろうと考えております。そこで、B認定動物園については、準認定動物園の要件に加え、動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインに沿って飼育や診療を行っているということで、何らかの検討されたガイドラインに沿って飼育しているかどうかを要件としたらいいのではないかとということが議論されております。

準認定動物園の動物福祉に係る取組要件はと言いますと、下の段ですが、動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告を受けていないこととしております。動物の取扱いに関する法令に違反しているところを動物園条例の認定制度で認めるわけにはいかないだろうということからこういう要件が置かれましたが、これについてはもう少し精査する必要があるということでは言われております。例えば、指導という行為は、法令に違反しているかどうかははっきりしない中でも、望ましい対応としてこうしたほうがいと指摘するものもあります。そのため、それでジャッジするのは難しいということで、ここについては次回以降の会議で整理することとなっております。

最後に、その右側の域内保全その他の取組です。B認定動物園では、札幌市の環境保全施策への参加、協力があることを要件として入れております。これは、動物園の定義にあるわけではなく、どこか条文の中でも札幌市の環境保全施策に協力しなさいとはっきり書いてあるわけではありませんが、札幌市の制度として運用するに当たっては市の環境保全施策と一緒にした取組が必要であるだろうということで、その姿勢を確認するために入れております。

また、野生動物の展示を不特定多数の方に観覧してもらうという動物園の営業に当たって必要不可欠な許認可や届出が法令で決まっておりますけれども、それを遵守し、適正に行っていることも見たほうが良いというご意見が出されております。

こういった要件の中、さらに上の取組ができているのがA認定動物園で、いろいろと要件が挙げられております。まだ固まっていないところもありますので、今後議論していきたいと思っております。

表面に戻りますが、「区分と認定要件の詳細は別表参照」の下に書いてありますが、「一定の要件を満たしていることのほか、各自で力を入れている取組を自己PRできる仕組みとする」とあります。

要件以上に取り組んでいて、うちは教育活動を頑張っている、うちは繁殖活動を頑張っているということがあります。それをきちんと評価したいという意見があり、どのようにしたらいいかということで今議論されているのが、各施設からの宣言といえますか、自己

申告をしていただいて、うちはこのことに取り組んでいますと挙げていただき、市が認定した施設の取組として公表することで、その施設の特色が分かるようになるのではないかとということで議論がなされております。

これが認定区分と要件についての議論の状況です。

資料2の表面の左下に支援内容が載っております。

こちらは、各区分に応じ、広報のほか、保全連携推進協議会と書いておりますが、生き物を守る活動について一緒に連携して取り組んでいこうということを会議で話し合い、計画していくような取組となります。また、そのために必要な知識や技術を習得するための研修会や研究発表の機会を設けてはどうかということで、そういうことを認定動物園と一緒にやったらどうかという話になっております。そして、情報提供や助言は札幌市から各動物園に行います。最後に、助成ということで、基金で集められたお金を保全活動のために助成することについても検討されております。

A認定動物園とB認定動物園の差はこの助成金額の差で、100万円か50万円ということで議論がなされております。準認定動物園は、助成金や研修会、取組連携というのは一緒にできないけれども、広報や会議の出席で情報を得てもらうということは対象になるような支援制度になっております。

ちなみに、認定期間は5年間を想定しておりまして、これらの要件を満たさなくなった場合は取消しをする場合もあるとしております。

右側には、支援のイメージ図を載せております。

右下に助成金の交付でニホンザリガニの写真がありますが、これは円山動物園の取組の一例です。円山動物園は助成金の対象にはなりません。例えば、市内の動物園でザリガニの繁殖の研究、そして、将来はそれを野生下に戻そうという取組があれば、そういう事業に交付することを想定しております。

これが現状の検討状況です。

今後の予定は資料4のスケジュールのとおりです。11月8日、来週火曜日に4回目の会議を行います。その後、11月末から12月初めに部会をもう一度開き、内容を固めていきたいと思っております。そして、年明けの市民動物園会議の場で答申内容が確認されましたら、早ければ2月以降に認定制度を開始できればと考えております。

○吉中議長 今のご説明に対し、ご質問やご意見をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○河合委員 認定動物園の認定区分と認定要件の中に調査研究や教育活動などが入っておりますが、研究についてです。

例えば、B認定動物園であれば、動物の生息環境の観察、記録、分析、考察などを行っていることとあります。これはとてもいいことだと思うのですが、その行った情報の蓄積方法や公表方法については委員の間ではどういう話が出ているのでしょうか。

こういう小さな情報というか、コアな情報は後でとても大切になってくると思うのです

けれども、やっていたね、認定しますで終わるのではなく、情報の蓄積の仕組みをこの規程の中に入れてもらえそうなのか、そういう話が出ているのか、聞かせてください。

○事務局（森山調整担当係長） 今のご指摘の調査研究に関しての成果やデータについて公表するのか、どういうふうにするかという話は会議の中ではまだ出ておりません。ただ、動物園条例の中では活動情報を公表しなければならないと書かれておまして、昨年の会議でもご意見をいただいたところですが、調査研究にしても、それ以外の教育活動にしても、そういった取組の活動情報は定期的に公表するとともに、その内容についても随時公表することが必要になってくると考えておりますので、それも併せて見ていくことになるかと思えます。

なお、B認定動物園でどこまで求めるかは今後整理する必要があるかと思えます。A認定動物園では、蓄積もそうですし、関係機関と共有されていたり、活用されていたりするかを見ることになるのかなと思えますが、今後の4回目、5回目の会議で議論していきたいと思えます。

○吉中議長 大変重要なお指摘かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○高松委員 仮でA認定動物園、B認定動物園とありますよね。この名称はこの後に議論されるのかなと思えますが、一市民としては分かりやすい名前にしてほしいと思えます。

例えば、B認定動物園のことを認定動物園の標準として考えるのであれば、B認定動物園は標準認定動物園という名前にして、A認定動物園は特別認定動物園にするなど、分かりやすい名称にさせていただけたらと思えました。

○吉中議長 そのことは部会でも少し話題になりましたので、次回以降に議論したいと思えます。

○事務局（神円山動物園長） いい案があればと思えます。

ただ、あまり上下関係はつくりたくないのです。でも、一方では分かりやすくという思いもあります。動物園だけではなく、ほかでもいろいろな仕組みがありますが、いい表現の仕方があれば教えてほしいと思えます。

Aがよくて、Bはいまいちとなるのであればモチベーションは上がらなくなりますよね。それをどう伝えるか、今はいい言葉が見つかっていません。今のご意見の特別と標準というのも一つの考え方かと思えますが、ほかにあればアドバイスをいただければと思えます。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 今、高松委員がおっしゃったことでもあるのですが、認定動物園制度を一般市民に対してどの程度周知するか、その目標やこういうふうにしていきたいという展望はありますか。

○事務局（森山調整担当係長） 認定制度というものがあって、ここが認定されているということは札幌市民には幅広く伝えたいと思っております。それに、そうしなければ認定された動物園の取組が市民の認識といいますか、意識と一緒に高まっていかないので、周

知は頑張っていきたいと考えております。

○太田委員 先ほどの認定動物園のレベルの話もあつたですけども、例えば、こちらの動物園は認定されていて、A認定動物園なのに、こちらはB認定動物園なのだという差があると変かなと思うのです。市民としては同じように楽しんでいるのに、えっ、差があるんだと感じてしまうのはよくないと思ったのですね。

もちろん、周知も大事なんですけども、差が出ないようにしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○吉中議長 思いとしては、名前は別として、B認定動物園にはA認定動物園になってほしいのということがあって、それも含め、いい案があるといいなと思います。でも、部会ではいい案が思いついておりません。

ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 今のご意見に反対というか、逆になってしまうかもしれませんが、特に準認定動物園はどういうところを指しているのかが気になっています。動物福祉というものを札幌市ではとても大切にしていこうとしている中、それが十分にできていないということが現状としてあるということですよ。それでもっとよい状況にしていくためにこういった制度をつくろうとしているわけですよ。

その上で、市民が準認定と聞きますと、ちゃんとしているのだろうと思ふような気がしたのです。差をつけたくないというのは理解しつつ、そこは違うものであるということはある程度理解していただかないと、目的とするところというのでしょうか、動物福祉を向上し、こんなふうになってほしいのだということがうまく伝わっていかない懸念が一方あるのかなと思いました。

B認定動物園と準認定動物園ではどの辺に差があると考えているのかがあれば聞かせていただけますか。

○事務局（神円山動物園長） 動物園を定義づけているのが今回の条例で、どこまでレベルを下げるか、上げるかなのです。こういう条例をつくったので、高いところを目指したい、目指してほしいと思っているのですが、レベルを上げるために準認定動物園と設けているのです。レベルが分かるのはこの表の繁殖による生息域外保全です。これはハードルが結構高く、域外保全に取り組んでいるところはB認定動物園となります。これをやれているかどうかで違ってきます。

当然、動物福祉はしっかりと守らなければいけないのですが、ただ単に展示しているところは動物園ではないよねということなのです。域外保全にしっかりと取り組んでいるということを考えたとき、こういう段階が必要かなということですよ。ただ、取り残さないため、引き上げるために準認定動物園を設けているのです。

実際に手を挙げてきそうなどころを見ると、これは分かりませんが、そうなのかなときっと思うのかなと思っております。

○有坂委員 例えば、私が動物園を運営しているとして、認定を取りたいと思うけれど

も、ちょっと足りないなと思ったとき、すごく嫌な感じかもしれませんが、1種以上でいいということなので、繁殖しやすい動物を繁殖するといえますか、繁殖を比較的しやすそうなものをして、ほかのところは十分にできていないけれども、1種だけはやっているだけでクリアできてしまうと考えるまいかなと考えたのです。

累代飼育も重要だとは思いつつ、動物園でよく課題と言われるのは動物に直接接触することだと思うのですが、その程度かと思うところが入ってきてしまわないかと思うのですが、そういう話は出ていますか。

○事務局（森山調整担当係長） 部会では、やはり、それぞれの項目について議論し始めると、あるべき姿ということで、非常に高いレベルでこうあるべきだという話が出てくるのです。その上で、段階をつけ、どこで線を切ろうかというのは非常に難しい状態で、はっきりしておりません。

ただ、園長も言いましたが、域外保全が一つのポイントであり、動物福祉に関する取組ももう一つの大きなものです。そこで、ただ単に希少と言われる動物を繁殖しているだけではなく、域外保全と言うのであれば生息地の保全につながるための保護増殖という意味合いが出てくるので、ちゃんと生息地の取組と連動していないと駄目だという要件をつけるべきだという議論がされております。

この生息域外保全の取組だけでもハードルが高く、そういう取組がちゃんとできているかと言われると、円山動物園でも数多くは上がりません。

また、動物福祉について、条例第4章の円山動物園の規定にもある直接接触らない、餌やりをしないということ、この認定制度においてどこまで市内の動物園に求めるかは非常に難しい問題で、条例上は一般の動物園では求めないという線引きをして、円山動物園だけを対象にしているのですが、まだこの議論は具体的にはされております。

このガイドラインを持つ中でも要素としてはそういうことがどう書かれているかはチェックすべきところですが、そういうものは動物種ごとにちゃんと飼育を考えているかという意味で1種以上としていて、例えば、レッサーパンダならレッサーパンダ、ホッキョクグマならホッキョクグマの特性に合わせた飼育管理を考えているかを見ていこうということです。

なお、全種類にそうしたマニュアルをつくっているかということ、世界を見てもありません。ですから、かなりレベルの高い理想ではあるのですが、それを要件にしてしまうと一向に認定されることはないという使われない制度になってしまっていて、そのバランスが論点と考えています。ですから、現状の施設を見て、そこに合わせるわけではありませんが、現状の動物園が少しでも上がって行けるレベルはどこかということで議論されております。

それに、一度設定した要件も時代や取組状況に応じて高めていくという設計を考えておりますので、今決めたことが5年後、10年後もそうだとは限りませんし、最初からすごく高いレベルを追求すると運用されないものとなります。

もちろん、ここまでやっていないと動物園として認めるべきできないという考え方も大事にしたいのですが、結局、市内の動物園、市外の動物園も含め、幅広い連携した取組をしていきたい、地元の生き物に対し、地元の動物園や市民が一緒になって取り組んでいくために同じ志を持つことを大事にしたいということです。そして、足りていない取組があっても、徐々に上を目指していけるようにしたいという考え方の中で整理をしているところです。

○吉中議長 部会でも最初に認定制度ではどこを目指すのかを議論し、広くレベルアップ、底上げを図っていくための制度にしようということになっています。

また、生息域外保全の対象種についても議論しておりまして、森山係長からご説明があったとおりですけれども、その種のしっかりとした保全計画があって、域外保全の取組もその中に位置づけられていることを担保しないとイケないという方向で議論されました。

そして、名称とも関係するのですが、準認定動物園は「認定されている」と思われるのではないかというご心配はごもっともだなと思って聞いておりましたが、資料にはあと一歩と書かれております。あと一歩だけけれども、やる気はあるところを準認定動物園として捉えてはどうかという話があったとの記憶がありますけれども、名称は考えなければいけないなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○滝口委員 私も有坂委員に近い意見です。

ご説明を聞いていると、域外保全や繁殖が分かりやすい例ということだったかと思いますが、そもそも、札幌市動物園条例は、動物園の役割、生物多様性、動物福祉をうたっているわけですね。しかし、このポンチ絵ですと、生物多様性のところだけが取り上げられているので、一般市民に誤解を招くおそれがあるのかなと思いました。

特に、動物福祉は非常に重要で、認定と言ってしまうと、その辺りが全て満たされているということになるのでしょうか。ですから、例えば、A認定動物園は優良というようにしてはいかがでしょうか。

あくまで最低限の取組を行っているという意味から、そうしたことができていれば認定とし、しっかりとした取組をしていたら優良にするのです。準と言うと誤解を招く可能性があるのかなと思います。条件付きといっても認定してしまえば認定ですね。ですから、認定には至らなかったという意味合いは残すべきかなと思いました。

○事務局（森山調整担当係長） 並列にして、A、B、準と並べているのですが、条例に基づく認定はAとBだけという認識はしっかりと発信したいと思っております。そして、準認定動物園も「認定」と入っているのですが、おっしゃったように、ここで線は引くべきだと思っております。

つまり、条例に基づく認定ではなく、市が動物園条例を運用するに当たり、こちら側に引き込むため、支援対象にする動物園という意味合いを含めております。ですから、条例で言う認定された動物園ではないということなのですが、この資料では誤解が生じている

と思いますので、そこをはっきり表現したいなと思います。

準認定動物園はあくまで条例で認めたものではないということです。A、Bの認定動物園とくっつけてしまっているので、準認定も「認定」ではないのかと思われてしまうかもしれません、そのような扱いでご理解をいただければと思います。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○相原副議長 これをつくるのは非常に大変な作業だなと思います。ここまで作り込まれ、お疲れさまです。

当然、認定要件を詰めていく、円山動物園の在り方を意識しながらだと思います。

円山動物園ではビジョンを既につくられており、認定要件を詰めていくとき、ビジョンとの整合を意識されたのかなと思います。そこで、ビジョンに対してどんな影響といたしますか、見直しも含め、お伺いできますでしょうか。

○事務局（神円山動物園長） ビジョンと認定動物園の関係についてです。

円山動物園のことだけを考えますと、動物園として長期的にどうしていくのかというビジョンが必要で、私たちはビジョン2050をつくりました。それに基づき、どうしていくのかというとき、いろいろな足りないものがありました。人の体制もそうでした。それを担保できるのかどうかの一つです。ビジョンでうたってもそれが本当にできるのかは分からなかったところもあったので、そういうこともあって条例を制定しようという順番なのです。

本当は最初に条例や法律があれば、それに基づいてビジョンがあるのですけれども、それが無い中でビジョンをつくったということです。

我々としては、ビジョンをつくり、条例もつくりました。それに基づいてしっかりとやっっていこうということです。しかし、認定動物園など、底上げをしていく中で円山動物園の役割も変わってきますから、ビジョンを見直さないといけない時期が来るかと思っています。

同じように、これから認定されてく動物園も自ら経営方針をつくっていると思いますし、なければつくってもらわないといけません。それに基づいて運用されていくかと思っていますので、ビジョンと制度はそういう関係にあるのかなと思っております。

○相原副議長 ありがとうございます。認定要件を具体的に詰めていく際、ビジョンとの整合が強く求められるだろうと理解しています。

○事務局（神円山動物園長） 一つ補足します。

認定動物園をつくりました。これは、円山動物園は除外です。それ以外を認定するというので、円山動物園は絶えず見本とされる立場にありますので、しっかりとやっっていけないと何だということになります。

また、保全連携推進協議会というものがあり、これに私たちは入ります。ここが重要なのですが、円山動物園は環境局の下にあります。そのため、札幌市の環境保全、生物多様性を担当しているところともすごく密な関係にあるわけです。今回、認定動物園と認められたところがありましたら、その人たちも入り、連携推進協議会を立ち上げます。

札幌にはレッドリストに登録されている動物もありますし、植物もありますが、それに関する取組を一緒にできる仕組みが出来上がると思っております。これは、全国を見回したとき、ここまでしっかりできれば札幌市はよくやっているなというものになるのかなと思っております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 支援内容についてですが、準認定動物園は研修会での技術指導には参加できないということですね。これが分かるようで、矛盾しているような気がしました。

頑張っているといいますか、もうちょっと底上げしたいというとき、技術指導や研修会を受けるべきだと思うのです。そこをクローズドにしてしまうと、どういうふうに対応するのかが分からなければいけない施設が分からないままになるのではないかと、そこが不思議だったのです。

研究発表会にはオブザーバーで参加できると思うのですけれども、そうしなかったのはなぜなのでしょう。

もう一歩だ、頑張っているという意味があるところとおっしゃいましたけれども、その意思をどう確認するかです。そこで、研修会に毎回参加していると、ああ、頑張っているのだな、改善しているなということが分かるような気がするのですけれども、そこに参加できないとしていることに理由があるのか、お聞かせいただけますか。

○事務局（森山調整担当係長） まだ確定していませんが、研修会を開いたとき、誰が指導するのかといいますと、円山動物園にいる職員だけでは限界がありますので、専門性の高い方から指導を受ける必要があります。そうすると、指導する方の講師料など、お金がかかってきます。それをどこで負担するのかとなりますと、ここに基金を活用とありまして、まだ想定なのですけれども、それを予定しております。

この基金というのは、動物園条例に位置づけられた条例で言う動物園に対して助成できるものとなります。そのため、条例の動物園にもなっていないところにそのお金を活用するのはなかなか難しいという考えです。

同じように、動物福祉を向上するための取組にお金をくださいと言われたときも対象にしないということで議論しているところです。それは、飼育するということは動物園の基本であり、自分たちの自助努力の中で最低ラインとしてやってほしいという位置づけだからです。できていないからそこに支援すべきだという声もあるのですが、動物園である限り、そこは満たしてほしいということで対象にしておりません。

まず、条例の要件といいますか、レベルといいますか、必要な知識や技術を満たすまでは自分たちの自助努力で行ってほしいという考え方です。

○有坂委員 後者はよく理解できたのですが、前者の技術や知識はなるべく共有したほうがいいのかと思います。しかし、基金のことも理解できますので、別の機会をつくるということではどうでしょうか。

準認定動物園となり、そんなに十分にできていないということを考えると、認定されて

いるところと準認定動物園では差が結構あるのかなと考えられます。そうなると、一緒にというのは難しいかもしれません。でも、知識などは身につけていただかないと、自助努力といってもなかなか難しいかなと思いますので、別の枠組みや仕組みをつくれたらなという感想です。

○事務局（森山調整担当係長） 今のお話はまさにそのとおりだと思っています。そのため、表で言う「情報提供、助言」というところで対応しようという考えです。

協議会で行う技術指導というのは、同じ志を持ち、同じ目的のためにやるものなので、バツとしております。一方で、条例の動物園となるためにどうすればいいか、どういう知識を持ったらいいいのか、何をやっていけばいいかは情報提供や助言でやっていくということです。

その内容ですが、例えば、説明会を開くなど、別の機会を設けて集まってもらうということもあるでしょうし、個別に電話や円山動物園に来てもらい、アドバイスを直接することもあるかと思います。なお、その支援は基本的に札幌市職員が行うことを考えております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○河合委員 そもそも論ですが、これをつくるとき、こういう団体というのを頭に浮かべてつくったのですよね。

予定でもよいのですが、A、B、準にどれくらい申請してくるといいますか、団体がいそうだと念頭に置いているのでしょうか。

○事務局（神円山動物園長） 動物園と水族館について、個別の名前を挙げるとすれば、水族館であればサンピアザ水族館があります。また、来年度にできる大通水族館があります。それから、さけ科学館も動物を展示しておりまして、情報交換を進めております。

このほか、私たちが把握できていないところがありますが、そういったところがまずは対象になるのかなと思っています。

○事務局（森山調整担当係長） 補足いたしますが、今挙げた施設とは条例の検討途中やパブリックコメントの機会に情報交換していますが、いずれの施設もいろいろと課題はあるものの、できる限り条例の理念に沿った取組を実施していきたいという考えでございました。また、認定制度への申請については、いずれの施設も、今後示される予定の具体的な要件を確認したうえで検討をすると聞いています。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 今日いただいたご意見は来週の部会でもご紹介させていただき、議論を深めたいと思います。特に、動物福祉については動物福祉部会で議論されていることや円山動物園の取組を参考にしつつ、認定動物園制度でそれをどう位置づけていけばいいのかという議論をしたいと思いますので、随時、アドバイスをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、3の札幌市動物園条例の普及啓発の実施状況についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 資料3、A4判縦のものをご覧ください。

札幌市動物園条例の普及啓発の実施状況です。

まず、前回の会議後から11月1日現在までの実施状況を列挙しております。動物園条例のホームページをつくっておりますが、関係ページの閲覧総数を載せております。かなり見ていただいている状況かと思えます。

また、条例の英語版の公表ということで、10月3日に公表させていただいております。動物園業界を通し、海外の動物園関係者にも情報が届いているところです。こうした形で英文を使うことで札幌市の姿勢を海外に広げているところです。

それから、報道機関、雑誌等の取材が18件です。テレビやネットニュース、動画サイトなどでも取り上げられております。

講演、講義、イベント等ですが、6月25日のサッポロスマイルトークなどイベント会場で周知するとともに、小・中学校の講座の中で動物園の役割というテーマがありますが、その中で動物園条例についてご説明しております。

さらには、他の自治体、他の動物園からの視察対応ということで、11月初めまでに5件を受けております。役所と議会、それから、動物園が1件あります。

次に、条例の逐条解説書、普及啓発媒体は現在作成中で、条例の解説書について、中身は認定制度の検討の中で繁殖はどこまで含めるのかなど、いろいろな整理が必要でして、そういった認定制度のほうの整理がつき次第、公表したいと考えております。

普及啓発媒体については、10月20日に制作会社が決まりまして、来年1月末を納期に作成を進めております。その普及啓発媒体については2に概要を書いておりますけれども、基本的なコンセプトとしては、この条例、動物園の役割や実施すべき取組などを知らない方に目を向けてもらうことを基本に考え、ポスターやリーフレット、解説動画の概要版をつくる予定ですが、これらは詳しい情報であるパンフレット、解説動画の詳細版、ホームページなどにアクセスしてもらうような目的を持って制作することになっております。この各媒体を通して、市民、事業者が動物園運営に参加や応援することを通して、生物多様性の保全活動に関わっていくという動きをつくる条例であることを印象づけていきたいと考えております。

それぞれの媒体と対象者、用途については下に簡単にまとめております。

現在、企画提案されているデザインを委員のお手元に配布しています。

1枚目はポスターのデザインです。まだ変更していく予定で、変わっていくのですが、条例を印象づけるデザインがあり、市民と動物園の関係性といいますか、それぞれの主体がこの条例で何をしていくのかが分かるようなものを考えております。

リーフレットやパンフレットについては、子ども用のものを作成し、分かりやすくとい

うことを重点にこれから検討していきますし、一般の方に向けたものも全体像がしっかりと把握できるものを検討しております。

これについては次回の会議までにできているものもあるのかなと思いますので、またご報告したいと思います。

○吉中議長 何かご意見やご質問、あるいは、もっとこうしたらいいのにとというアイデアがあればお願いします。

○松原委員 普及啓発について、これだけの条例ができたわけですから、子どもから大人まで、発信していただければと思います。道都の円山動物園でありますので、全国への発信力をますます強めていくことに期待します。

一番下の枠にあるポスターやパンフレット、リーフレットは大いにつくり変えていただきたいと思いますが、私からは、身近な話でして、関連づけられればいいなと思ってお話しします。

それは、現在の円山動物園のホームページについてです。

例えば、今、小学校の児童たちも簡単にホームページにアクセスするのです。学校においても第7波が来て、学年閉鎖が起きている状態でしたが、ようやくコロナも収まってきて、今のうちに見ておこうということで、動物園に家族で来たりするわけですが、来た人は記憶に残るのです。特に、外出自粛など、そういったものが繰り返されていますが、家庭内で話すことが非常に多くなっているのです。そういうときにホームページも見erわけですが、施設にいる動物にアクセスしても愛称が出てこないのです。

今、浜松市動物園から新しい動物がやってくる、旭山動物園からはホッキョクグマを貸していただけるということですが、それは新聞でも紹介してくれていますが、そうしたことが子どもの成長の中にもすごく役立っていると思うのです。でも、ゾウであっても、ホッキョクグマであっても、子どもの記憶に残るのは愛称なのです。

というのは、子どもというのは上から目線があるのです。新規の動物が入ったときには記事なりトピックスで紹介されているのですが、そこにアクセスすると、いつ、どこから来て、何歳だとか、名前があるのです。愛称を持っている動物と公募した名前を持っている動物がいて、デナリなりデナリと覚えるのですけれども、動物別にアクセスすると、枠はあるのですけれども、そういった親しみやすい名前がないのです。

名前は個性ですよ。子どもたちは、その動物園が健康であるか、しばらくしたら100キロ増えているなど、そういったものは何々ちゃんといって記憶に残るのです。啓発活動とはちょっと違うかも分かりませんが、現行のホームページに愛称名などを取り入れていただきたいなと思います。

○事務局（神円山動物園長） 愛称名についてですが、これはあえてうたっていないのです。

旭山動物園から来ました、今回、トラが来ましたというときは名前を出すのですが、通常の中でどこまで愛称を伝えるか、ここは非常に葛藤があります。来園者の中でも、その

動物の個体といいますか、特定の個体に愛着を持ちたいお客様もいて、名前がついているものがいれば、獣舎では分かるのですが、ホームページやツイッターやインスタやユーチューブなど、いろいろなところで発信しておりますけれども、個別の名前より、その動物種、アムールトラならアムールトラを知ってもらうために発信しているのです。それが何々ちゃんとしてしまうと、個体への愛情が深くなってしまい、極端な話をしますと、例えば、同じ種だけれども、私の何々ちゃんには餌が与えられていないということに発展しかねないのです。その動物種ではなく、Aちゃんはかわいそうだとなりかねない、誤った伝わり方になりかねないということです。

そのため、移動や死亡のときは名前を発信しますけれども、通常の動物なり生体の行動を発信するときには愛称を使わないという園としての方針です。これがいいかどうかとも市民動物園の場で議論していただいて構いませんが、私たちとしてはそういうことをあえて意識してやっているということです。

○吉中議長 ビジョン、あるいは、条例制定のときにもそういう議論が少しありましたけれども、動物園の役割をどう果たしていくのかという中でどこにバランスを置くのがいいかはなかなか難しいことかと思えます。それでも、随時、こういう議論をしながらいい着地点をその都度見つけていきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 実は、私の子どもが小学校2年生で、国語の時間で動物園について習うことがあり、私も学校に行き、子どもたちの授業を見たのですね。そして、その後にあった懇談会で、今、私はこういうことをしていて、動物園では動物福祉や動物園条例のことをやっているのですよとお母さんたちに言ってみたのですね。それはこの広報があった10月頭だったのですが、誰も知らず、すごくショックを受けたのです。

私はニュースにも目を通していて、広報を結構しているなと思って見ていたのですが、誰も知らなかったということです。でも、アムールトラが来るのは知っていたのです。つまり、インパクトがあることや自分の子どもに関係するといいますか、子どもが興味を持ったものは記憶に残っているのです。しかし、自分に関係がないことになると、ああ、そうなのねという感じで情報を受け取ってもらえていないのはすごくショックでした。

動物園に関心があって、動物に興味がある人以外にも意識を植えつけていくのは結構難しいところだなと思ったのですが、皆さんはどう考えているのでしょうか。広報のプロではないので、難しいと思うのですが、どうお考えなのかを伺いたいなと思いました。

○事務局（小菅参与） 本当に太田さんのおっしゃるとおりだと思うのです。動物園の中でこういうことをやっている、我々はその個体を見ているのではなく、その種を見ている、そういうことをやりたいのです。命は親からもらって、子に伝えていく、そうつながって初めて命と言うのだと考え、こういうものをつくっているのですが、残念ながら、多くの日本人にとって動物園というのは晴れた日に家族そろって行って、楽しいひとときを過ごせる場所なのだという認識がなかなか変わらないのです。その理由は、自分が子どものと

きから経験してきた動物園観があるからで、これは簡単には変わりません。

ですから、広報の仕方というより、これをどれだけ長く広くやり続けるのか、動物園の問題だと思っています。市民動物園会議をやっているのは、僕の知っている限り、円山動物園だけです。皆さんがここで議論されていることは一般の人は全然違う認識だなと仕事をしている僕らはすごく感じます。それに、僕がが一つと言え、あなたは動物園の人でしょうと言われ、終わってしまうのです。

この条例のすばらしいところは、動物園に関わることだけれども、市民みんなが一緒になってやっていきたいと思いますという事です。自分事にしてくださいよということなのですが、実際にそうなるかどうか、これからいかにそういうことをきめ細かく、こちらが投げず、やり続けることがとても大事で、そのために皆さんのお知恵をいただきながらどうやったらいいのかと考えていきたいと思っております。

逆に、僕らが言うより、委員の方々が普段の生活の中で発信してくださるほうがよっぽど影響があるのではないかと思います。太田さん、あなたは動物園の人でしょうと言われられないからです。

でも、我々、日本人が作り上げてきた動物園観なのです。それを動物のための動物園、動物とともに暮らすことを選択する人間が増えていくような動物園になりたいのだと恥ずかしげもなく言い続けるしかないのかなと思います。じわじわと水がしみるようになっていかないといけませんし、動物園の意義を言って、えっ、何それと言われないようにするにはものすごく努力が必要だと思います。

僕はずっとそれをやっているのですが、これがなかなかうまくいかないのが実感です。でも、職員一人一人が前に向かって進んでいこうと思っております。

○太田委員 おっしゃるとおりだと思います。子どもは動物を見て楽しかったというだけで終わるかもしれませんが、私たち大人の意識を変えていくこともすごく大切なのだと思わされました。

○吉中議長 太田委員が保護者懇談会で取り上げていただいたということは大変重要なステップだと思います。そういうことを一人一人ですていかないと進まないですので、私も心がけたいと思います。

うちの大学でも動物園水族館学という講義がありますが、環境を学んでいる学生でも意識は非常に様々で苦労しております。

ほかにいかがでしょうか。

○高宮委員 私は、仕事でも1万人以上の人間に同じ動作をオペレーションしてということと案内を出したりするのですが、まあ伝わりません。それでお客様とトラブルを起こして、こちらに連絡が来て、何でそんなことをしたのということもあります。でも、基本的に自分に興味がないことはシャットアウトしてしまうので、言い続けるしかないのかなと思っております。

その上で、1点気になっていることについてです。

私の過去の経験の中から人にどうやって伝えるのがいいのかを日々考えている中で、各種のポスターや掲示物を見たとき、すごく詳しく書いてくださっているのですが、逆に詳しく過ぎてよく分からないなど一般の人がならないかと思いました。

例えば、私みたいな30代の何も興味がない人に渡したとき、多分、見ません。だとしたら、今回、こういうことになりましたという事実ですよね。何でそれがそうなったのかという目的や背景を伝えれば人は納得感が生まれやすいので、こういう理由でこうしました、そのために何をしますとして、詳細が気になる場合はウェブでという動線がスマートな気がします。

まず、文章が長いのです。また、私は目が悪いのですが、眼鏡を外して読もうと思ったら全然読めません。老眼が始まる50代や60代の方が見たら、紙を近づける感じになってしまうのかなと思います。ちゃんと伝えることは大事ですが、一方でその要素をもっと短い単語で、1文でどンドンと伝えて、イラストや図を使って補足することがいいなと思いますし、過去、私が個人的に印象に残っている情報誌やチラシはこういう書き方をしていなかったなと思いました。

また、過去に日本で行われていないことなのですから、一方、市民といいますか、日本国民の関心が薄い分野をがらっと変えたところで、そのギャップでなかなか伝わっていないのかなと思います。ですから、資料2の普及啓発のコンセプトですが、ここをもうちょっと詳しく練ったほうがいいのかなと思います。

例えば、小中高の年代にはこのように伝えていく、お子さんをお持ちのお母さん、お父さんに対してはこう伝えていくなど、伝えたい市民のペルソナをつくり、そこに対してアプローチし、それで必要なのがユーチューブの解説動画なんです、パンフレットなんです、もうちょっと知っている層に対してはもうちょっと詳しいウェブページをつくりますということがあったほうがじわじわ浸透させていくスピードが上がるのかなと思いました。

○吉中議長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

今回の件は、企画競争ということで、いろいろな提案をいただいた中で業者が決まったと思うのですけれども、今いただいたご意見はぜひ参考に進めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 今の高宮委員の話は対応されるといいなと思います。

道内でなくてもいいのかもしれませんが、ほかの動物園や水族館がどんなふうに広報されているのかを皆さんはチェックされていると思うのですが、インスタのフォロワー数を見ると、旭山動物園が25万で、円山動物園とおびひろ動物園が3,700くらいなのです。

そもそも、旭山動物園は知名度があるからフォロワーが多いのは分かるのですが、やっぱり工夫はしているのです。担当職員がいらっしゃるのかなと思うくらいの頻度で上げていて、インスタライブもやられています。円山動物園は旭山動物園をフォローされていて、おびひろ動物園も旭山動物園をフォローしているのですが、このように相互フォローをし

て、道内の動物園、水族館だけでも広報を協力してやるということが可能であれば、お互いに相乗効果が生まれそうだなと思いました。

おたる水族館のポスターはめちゃくちゃインパクトがあり、時々話題になるのですが、広報面でお互いのノウハウやツールをうまく使うということが可能であれば、それを考えられるといいなと思います。

○吉中議長 今回ご説明していただいたのは条例の普及啓発の媒体をどうするかということでしたが、インスタ等を含め、それをどういうふうに広めていくのか、あるいは、動物園そのものの普及啓発をどう進めていくのかという広いご意見でしたが、ぜひ参考にいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、次の議題に移ります。

4の新着・出産・転出等の動物についてです。

○事務局(山本飼育展示課長) 資料5の転入・転出・死亡・繁殖動物について、令和4年6月13日から令和4年10月31日までという資料をご覧ください。

簡単にご説明いたします。

まず、転入動物の状況です。

最後の行になりますけれども、10月11日、アムールトラのトートという1歳の雄が来園しております。昨年1月に亡くなったアムールトラのアイ以来の展示となります。トートは1歳8か月くらいですけれども、非常に体格も立派で、体重は170キロ、全長170センチくらいです。性格は非常に好奇心旺盛で、来園者の皆様にも非常に喜んでいただいております。

性生殖についてはこれから先になるのですけれども、将来は雌を導入し、円山動物園でこれまで実績のないトラの繁殖を目指していこうと考えております。

次に、繁殖動物についてです。

最後の行ですが9月14日にベニイロフラミンゴのひなが孵化しております。円山動物園では3年ぶりの繁殖となりました。体の毛は親と違って灰色で、くちばしも曲がっておりません。これから徐々に親鳥と同じような体型になっていきます。ただ、残念ながら、鳥インフルエンザ対策ということで、熱帯鳥類館は閉館中です。開館しましたら皆様にご覧いただきたいと思っております。

次に、死亡動物についてです。

最後から3行目のミーアキャットのあさひが腎肝機能の低下により亡くなっております。9歳でした。あさひという個体は雌のゆうひと一緒に動物園に来ました。その後、繁殖も順調で、5年間、8頭の子どもたちと生活し、寄り添い眠る姿は来園者の皆様に人気を博しておりました。

ここには書いておりませんが、11月2日に秋田市大森山動物園からレッサーパ

ンダの小百合という雌6歳が来園しておりまして、小百合と交換する形で円実という雌6歳を同じ日に移動させております。小百合は順調に施設内で過ごしておりまして、今月15日火曜日から一般公開の予定となっております。

円実の繁殖については決まっているという話を聞いておりますけれども、小百合はまだ決まっております。これから導入するも含め、検討、調整していきます。

また、先ほど園長から話がありましたけれども、11月7日にはホッキョクグマのホクトという雄が旭山動物園から来園することになっております。当園のリラとの繁殖を目指します。

そして、来月12月にはシンリンオオカミの雌2頭が来園する予定です。前に円山動物園で飼っていたジェイの孫ですが、鹿児島市平川動物園から来園いたします。これから年末にかけて円山動物園には新たな仲間が増えますので、今後とも円山動物園の取組に注目していただきたいと思います。

○吉中議長 ご質問などはありませんか。

○有坂委員 シンリンオオカミの受入れについてです。

オオカミはもう飼わないという方針を出されたと思うのですが、今回受け入れた理由について詳しく教えていただければと思います。

○事務局（山本飼育展示課長） 撤退種に分類しておりましたけれども、円山動物園から行ったショウという個体に平川動物園で5頭の子どもが生まれました。さすがに一つの動物園でそんなに飼うことが難しく、当園でも飼育を諦めざるを得なかったのは、群れ分けをしなければならず、かなり広い敷地が必要だからです。平川動物園にもそこまでの敷地がないということで、円山動物園としては撤退種としているのですが、そういった事情を加味し、引き取って展示することにいたしました。ただ、雌2頭としたのは、今言った理由で繁殖が難しいからで、教育的な目的で展示するということです。

撤退種であることは継続する予定ですが、コレクションプランは今後見直しもありますので、そのときに改めて整理したいと思っております。

○有坂委員 オオカミは今後飼育しない予定ではなかったのかと周りからたまに聞かれることがあって、理由を説明したいと思っております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、以上で予定していた議事は終了いたします。

全体を通して言い忘れたことや聞き忘れたことがありましたらお願いいたします。

○松原委員 単純な質問ですけれども、別添1と別添2で動物福祉規程のJAZAとの比較などを見せてもらいました。また、動物福祉基準のところ詳しいものがあつたので、参考にさせていただきたいと思っておりますが、動物の健康について、定期健康診断はあるのかを知りたいと思っております。

人間でも本人が気づかなければなりませんよね。例えば、体の調子が悪くても大丈夫だ

など思ったら医者に行きませんし、人間ドックも時間がかかるから行かないと自分で判断しますけれども、動物は食べ物やふんなどからということなのでしょう。あるいは、人間と同じような定期健康診断はあるのですか。私がお社勤めのときは1年に1回でしたが、いかがなのでしょう。

○事務局（植田動物診療担当課長） 人であれば、お勤めになられている方は、1年に1回、健診を受けていますが、動物も定期的に確認しなければならないという考えはございます。それに加え、日常的に担当者が動物の状況を観察しています。動物の種類によって、例えば、危険な動物であれば、人間のように採血をしたりはできないので、できることは人と変わってきます。それから、定期的な確認といっても、1年に1回というスパンではなく、長いものもあれば短いものもあります。健康管理として、その動物に行える検査をします。

内容としては、人のようなことはできないので、体重の測定を行ったり、採血できるものはかなり限られるのですけれども、トレーニングをして、危険な動物からも採血する努力をしており、なるべく理想的な期間で健康を確認できるようにしているところです。

○松原委員 JAZAのものを見ると、カルテみたいなものを5年間保存とありました。人間でも、どこのお医者さんに行っても、患者の顔を見ず、カルテを見ますよね。動物のカルテは保存も含めてしっかりとされているのでしょうか。

○事務局（植田動物診療担当課長） 病院で見ると人のカルテとは異なりますけれども、行ってきた獣医療の処置内容や検査したデータなどは蓄積しております。人のように何年と決められたものはありませんので、非常に長く記録しているものもありますし、先ほど申し上げましたように、動物によって行えることが異なってくるので、濃淡はあります。多くの情報量があるものもあれば、非常に少ないものもありますけれども、蓄積しているということです。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○事務局（植田動物診療担当課長） 冒頭に園長より鳥インフルエンザの対策についてお話ししましたが、どのような対策をしているか、概要をご説明いたします。

国内の発生や、道内であればニュースで厚真町の養鶏所の話がありますが、それらを受け、鳥インフルエンザ対策をしていたのですが、先日、札幌市内でカラスから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されことをうけ、対策を強化しております。

来園者、そして職員の靴の消毒、車両のタイヤの消毒などは通常時から行っていますが、その対策をさらに強化しております。

また、飼育している鳥の感受性の高さを考え、野鳥侵入防止の網を張ったり、屋内に収容できるものは収容したり、環境からの感染の防止をする対策を取っております。また、来園者や職員と鳥との距離を確保し、人との間の汚染を防ぐため、屋外ではコーンバーを設置している場所が幾つかあります。建物内で観覧するものは閉館しているところもあります。

なお、観覧できない動物の詳細については周知し、ホームページ内でもご紹介しておりますが、子ども動物園の鶏をはじめ、総合水鳥舎や熱帯鳥類館など、多くの鳥が飼育されているところでは制限があります。それから、キリン館やカンガルー館など、館の名前には鳥とは入っておりませんが、鳥を飼育している施設では、一部閉館、全体閉館とし、鳥とともに見られない動物が何種類かあります。

このような対策の時期ですが、鳥インフルエンザについてはおおむね、冬の期間が該当します。前のシーズンは3月末からゴールデンウィークの前後にかけて、市内発生を受けた対策をしておりました。ただ、今回のシーズンはこの時期と非常に早いです。そのため、長期に及ぶ可能性を心配しているところです。対策自体の徹底もさることながら、これに加えて、飼育環境が悪くならないかなど、危惧される点への対応を検討中です。

○吉中議長 これについて何かご質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 長時間にわたるご審議をありがとうございました。

本日の議題にありました部会での検討事項については引き続き検討を進め、その内容について本会議にご報告をさせていただきます。部会での検討の進み具合によりますが、資料4の今後のスケジュールでお示ししたとおり、年明け以降に次回の本会議を開催したいと考えております。お忙しいところとは存じますが、引き続きのご協力をお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上